

■ 4条1項11号

不服 2019-930

<本願商標>

「J I N」(標準文字)

第6類「鉄及び鋼」

<結論>

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標：「G I N」(標準文字)

第6類「鉄及び鋼，特殊鋼」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標

本願商標は、「J I N」の欧文文字を標準文字で表してなるところ、「J I N」の欧文文字は、辞書類に載録された成語とは認められないから、特定の語義を有しない一種の造語として理解されるものである。

そして、欧文文字3文字を羅列してなる造語の場合は、通常は、一文字一文字を区切って明確に発音されるというべきであるから、本願商標は、「ジェイアイエヌ」の称呼を生じるものである。

また、欧文文字からなる造語の場合は、我が国で一般に普及したローマ字又は英語の読みに倣って称呼される場合もあるというべきであるから、本願商標は、ローマ字の読み倣って「ジン」の称呼を生じる余地もあるといえるものである。

そうすると、本願商標は、「ジェイアイエヌ」又は「ジン」の称呼を生じるものであり、また、特定の観念を生じないものである。

(2) 引用商標

引用商標は、「G I N」の欧文文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字と同一の欧文文字からなる英単語の「g i n」は、「ジン、オランダ原産の無色透明の蒸留酒、ライ麦を原料に、ジュニパー・ベリーで香りをつけたもの」等（「小学館ランダムハウス英和大辞典第2版」株式会社小学館）の意味を有する語として、辞書に載録されているものである。

そして、「ジン (g i n)」の語が、「ライ麦等を原料とし、杜松の実で香味をつけた蒸留酒」の意味を有するものとして、「広辞苑第六版」(株式会社岩波書店)及び「コンサイスカタカナ語辞典第4版」(株式会社三省堂)にも載録されていることからすると、上記の英単語の「g i n」は、我が国においてある程度知られているものと認められる。

そうすると、引用商標は、上記の英単語の「g i n」に相応した「ジン」の称呼を生じ、「ジン、オランダ原産の無色透明の蒸留酒」の観念を生じるものである。

(3) 本願商標と引用商標の類否

本願商標と引用商標の類否について検討するに、本願商標と引用商標とは、構成中の欧文3文字中、語頭において「J」と「G」の差異を有するところ、3文字という短い文字構成における、印象に残りやすい先頭文字における差異は、視覚上、大きなものというべきであるから、本願商標と引用商標は外観上、判然と区別し得るものである。

次に、称呼においては、本願商標が、「ジン」の称呼を生じる場合には、両商標は、その称呼を共通にするものである。

さらに、観念においては、本願商標は、特定の観念を生じないものであるのに対し、引用商標は、「ジン、オランダ原産の無色透明の蒸留酒」の観念を生じるものであるから、両者は、観念上、相紛れることはないものである。

してみれば、本願商標と引用商標とは、共通の称呼を生じる場合があるとしても、外観においては、判然と区別し得るものであり、観念においても、相紛れることはないものであるから、これらを総合して全体的に考察すれば、商品の出所について混同を生ずるおそれのない非類似の商標というのが相当である。

(4) まとめ

以上のとおり、両商標は非類似の商標であるから、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

＜弁理士コメント＞

本願商標「J I N」と引用商標「G I N」は、共通の称呼を生じる場合があるとしても、外観においては判然と区別し得るものであり、観念においても相紛れることはないものであるから、これらを総合して全体的に考察すれば、商品の出所について混同を生ずるおそれのない非類似の商標というのが相当である、と判断されました。

いずれも標準文字であって、「J」と「G」の文字だけが異なる「ありそうでなかった」類否判断であると言え、商標実務者には興味深い審決だと思います。

ただ、結論については当職もその通りだと思いますが、非類似とした理由付けには、いくつか疑問点があります。

たとえば、審決では、引用商標「G I N」から当然のように「ジン」の称呼と「ジン、オランダ原産の無色透明の蒸留酒」の観念を認定していますが、さほどお酒に詳しくない当職のような人間からすれば、むしろ「G I N Z A」のように、ローマ字そのままの読みで「ギン」の称呼をまずは想起するように思います。また、そこそのお酒に詳しい人で「ジン」をよく知っていたとしても、これを意味する欧文字が「J I N」と「G I N」のどちらかであるかまで、正確に把握しているものでしょうか。本件の指定商品（「鉄及び鋼」）の需要者が、特別お酒に詳しいという事情もないように思います。

さらに、本願商標「J I N」からは「ジェイアイエヌ」の称呼をも生じるとしながらも、引用商標「G I N」からは「ジアイエヌ」の称呼が生じるとはされていない点も、不自然ではないでしょうか。

以上の点からすると、本願商標「J I N」からは「ジェイアイエヌ」、「ジン」の称呼が生じ、引用商標「G I N」からは「ジアイエヌ」、「ギン」、「ジン」の称呼が生じることから、これら複数の称呼のうち「ジン」が共通する場合があるとしても、外観上の明らかな違いを考慮すれば、（観念が比較できるかどうかにかかわらず）総合的に見て出所混同を生じない非類似の商標である、といった理由付けの方が個人的にはスッキリします。

なお、本件は、引用商標「G I N」から観念が認定されている点に注意が必要です。たとえば、「J I N O O」と「G I N O O」や、「O O J I N」と「O O G I N」といったような商標の類否判断において、非類似を主張する根拠の一つとして本審決を挙げたとしても、お決まりの「事案が異なる」で一蹴されてしまう可能性が高いと思われます。

（弁理士 永露祥生）
＜ 2 0 1 9 年 6 月 4 日 ＞